

附 属 资 料

附属資料 ①

| 番号 | 資料の名称 | 形態 | 版 型 | ページ数 | 収集先名称又は 発行機関 |
|----|--|---------|-----|------|-------------------------------------|
| 1 | MAPA VIAL ECUATORIANO | 折りたたみ地図 | | | 公共事業省 |
| 2 | EL ROL DE LA AGRICULTURA EN EL DESARROLLO ECONOMICO DEL ECUADOR | 本 | A 4 | 566 | 農牧省 |
| 3 | CATALOGO DE CURSOS | 本 | A 4 | 123 | SECAP |
| 4 | GENERAL DE CURSOS | 本 | A 4 | 59 | SECAP |
| 5 | NECESIDADES DE CAPACITACION PROFESIONAL EN EL SECTOR INDUSTRIAL | 本 | A 4 | 423 | SECAP |
| 6 | DIAGNOSTICO DE LA PEQUEÑA INDUSTRIA DE PICHINCHA 1993 | 本 | | 277 | CAPEIPI |
| 7 | GUIA DE INSTRUMENTOS DE APOYO PARA LA MICROEM- PRESA, ARTESANIA Y PEQUEÑA INDUSTRIA | 本 | | 43 | CENAPIA |
| 8 | CENAPIA | リーフレット | | | " |
| 9 | MANUAL PARA LA EXPORTACION DE PRODUCTOS ARTESANALES Y DE LA PEQUEÑA INDUSTRIA | 本 | | 109 | " |
| 10 | ARTESANIA Y PEQUEÑA INDUSTRIA ECUATORIANA | リーフレット | | | " |
| 11 | CATALOGO GENERAL | 本 | | 58 | 国立技術学校 |
| 12 | UNIVERSIDAD CATOLICA DEL ECUADOR | リーフレット | | 80 | カトリカ大学 |
| 13 | AGENDA PARA EL DESARROLLO | コピー | A 4 | 106 | CONADE |
| 14 | REGISTRO OFICIAL (民営化法施行官報) | コピー | A 4 | 5 | DRGANO DE GOBI- ERNO DEL ECUADOR |
| 15 | DEVELOPMENT AND THE ENVIRONMENT: ECUADOR'S POLICY CRISIS | 本 | A 4 | 180 | IDEA |
| 16 | HISTORIA DE UNA GRAN CONQUISTA | " | | 66 | PUEBLO |
| 17 | UCETA | " | A 4 | 32 | IEOS |
| 18 | IEOS 普及用教材 | " | | | |
| 19 | ASPECTOS BÁSICOS DE SANEAMIENTO | " | | 200 | IEOS |
| 20 | SANEAMIENTO AMBIENTAL CURSO BASICO PARA PROMOTORES | " | A 4 | 319 | IEOS |
| 21 | グアヤキル水道公社基本データ | コピー | A 4 | 9 | EPAP-G |
| 22 | PLAN ANUAL DE CAPACITACIÓN 1994 | 本 | | | EMAP-Q |
| 23 | ESTUDIO TARIFARIO DE LOS SISTEMAS DE AGUA POTABLE RURALES | " | A 4 | 106 | IEOS |

| 番号 | 資料の名称 | 形態 | 版型 | ページ数 | 収集先名称又は発行機関 |
|----|--|--------|-----|------|--------------|
| 24 | ESTATUTOS | | | 12 | CIESPAL |
| 25 | PLAN DE ACTIVIDADES | 本 | A 4 | 145 | " |
| 26 | INFORME DE ACTIVIDADES | " | " | 186 | " |
| 27 | PRESUPUESTO DE CIESPAL 1994 | | " | | " |
| 28 | PLAN GENERAL | 本 | " | 23 | INCAITEL |
| 29 | INFORME DE LABORES 1993 | " | " | | GENDES |
| 30 | IEOS 基本データ | コピー | " | 14 | IEOS |
| 31 | EMAP-Q 基本データ | | | | |
| 32 | EPAP-G 水道水供給整備計画 | コピー | A 4 | | EPAP-G |
| 33 | PROPUESTA DE LINEAS DE COOPERACION DEL JAPON | " | " | 9 | 農牧省 |
| 34 | 公共事業省道路建設機械訓練コース概要 | " | " | 52 | 公共事業省 |
| 35 | グアヤキル港パンフレット | パンフレット | | | グアヤキル港湾公社 |
| 36 | " | " | | | " |
| 37 | STRATEGIES FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT | コピー | A 4 | 56 | USAID |
| 38 | MINING DEVELOPMENT AND ENVIROMENTAL CONTROL TECHNICAL ASSISTANCE PROJECT | " | " | | IDB |
| 39 | ドイツ技術協力プロジェクト | コピー | A 4 | | 在エクアドルドイツ大使館 |
| 40 | USAID エクアドル援助指針 | " | " | | USAID |
| 41 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

附属資料 ②

国家近代化法・民営化法・民活による公共サービスの提供法（仮訳）

第 1 章

一般規定・方針

第1条 一目的一

当法律は一般方針と基準を制定する目的で以下のことを調整する。

- あ) 行政の合理化と効率化
- い) 地方分権化、産業の分散化、簡素化
- う) 共和国憲法第46条、1番に則す公共サービスの提供と民活による独占廃止、自由競争、サービスや業務の委託
- え) 当法律で定められている、共和国憲法第46条、1番に示されていない公共企業または第46条、2番に示されている、半官半民の企業への国の参加の移行

第2条 一範囲一

当法律に定められている規定は国家権限の行使、公共サービスの提供または、国にたいする経済活動を展開するために国の機関、団体、出先機関及び、その他の公共部門の組織または法人、に適用される。

第3条 一原則一

近代化過程は効率、迅速、透明、公共事業参加、社会的結束を原則として、進められる。

第4条 一目的一

国家近代化への移行は国の抱えている、機能の効率性、迅速さ、生産性を向上させることを目標としている。
同時に、国の保留地の経済開発に民間部門、共同体部門、自治体の参加を奨励し、便宜をはかり、強化させることも目標としている。

第5条 一適用分野一

国家近代化の法案は次の分野を意味する：

- あ) 機関または、組織の能力、機能、責務を、適切かつ効率よく割り当てて、公共部門の行政・経済的構造の合理化と簡素化。
- い) 公共部門の行政業務と資源の地方分権化、地方分散化、
- う) 国または、その他の公共部門が把握している、公共事業と経済活動の独占禁止と民営化、

第6条 一委託一

共和国憲法第46条1番に定められているところによると、他の法律に規定されていることと関係なく、例外として移行というプロセスを通して、民活に次の業務の実施を委託することができる。

- 1) 炭化水素やその他の鉱物の生産、運搬、保管、商品化
- 2) 電力の発電、供給、流通化
- 3) 電気通信サービス
- 4) 飲料水の生産と供給

この委託はこれらの業務が以下の状況のうちの一つもしくは、それ以上のものに属する場合に行われる：

- あ) 前述の経済活動が公共部門の予算にマイナス影響を及ぼす場合。
- い) 前述の経済活動または、公共サービスの実施が国の急速な経済的、社会的発展を妨げるような技術後退を引き起こす場合。
- う) 前述の経済活動または、公共サービスの提供を行った組織の投資支出額水準が予算の30%を下回っている場合。
- え) 前述の組織の財政状況が、目的を果たすために必要な投資手続きを自給自足で着手できないことが明らかなる場合。

地方行政または、公共サービスを提供するために部門の法律によって作られた法人または、州や市の行政を総括する組織もしくは団体はこの法律の適用を受ける。

第7条 一移行の実施一

共和国憲法第121条の遵守のために、また、当法律の第5条の(あ)と(い)に述べられている法案を実施するために、共和国大統領は、この法律を基に地方行政ま組織または、地方開発団体に対して、当法第2条に明示されている組織、団体の権限、機能、または、方策を移管することができる。

第 2 章

国家近代化審議会：CONAM

第8条 一法的基盤一

国家近代化の為の法律にさだめられている、法案を統率し、調整し、監督する行政組織とする。

CONAMは大統領府に付随する組織で、その権限と、義務は当法律に定められてある通りであり、また相当する組織法規に定められている限りである。共和国大統領に対して、CONAM運営の特別制度を決定する権限を与える。

第9条 一権 限一

当法律に定める規定を遵守するために国家近代化審議会、CONAM は次の対応をする：

- あ) 当法律に制定されている手順を統率、調整、実施管理するための作戦、基準、手法を決定する。
- い) 公共部門内で国家近代化経過を調整する。
- う) 共和国大統領の事前の許可のもとに、当法律に記述されている近代化法案と定められた計画内容を遵守しない組織を監督、指導する。

第10条 一組織構造一

CONAMは、次の組織構造から成る。

- あ) 国家審議会
- い) 実行委員会

第11条 一国家審議会一

国家近代化審議会、CONAMは、次のメンバーで構成される。

- あ) 審議会を統括する発議権と、議決権をもつ共和国大統領の代表委員、協議が物分かれになった時には、議決権は、追加無効になる。
- い) 大蔵大臣、
- う) CONADEの計画局長
- え) 国家行政開発局長
- お) 公共部門の職員と作業者の代表1人
- か) 生産評議会の代表1人
- き) エクアドル司教委員会の代表1人

この条項のお)、か)、き)、に示されている代表者の任期は2年で、メイン代表と同時に代理人を1人選出する。

第12条 一審議会の機能一

- あ) 国家行政開発局長と共に、国家近代化をすすめる為の方針を調整する。また、その法案の実現のために、経済的、技術的、財政的基盤を築きあげる。そして、共和国大統領の承認を得る。
- い) 国家近代化を実現させる為に、民間、国家、そして国際的な財源を獲得し、整備する為に、必要とされる機構作りを推進する。

- う) 国家行政開発局と連携して、必要な研究と評価を行い、国家改善の各法案を実現させる為の方向付けをする。
- え) 法律に基づく共和国大統領の方針、経済的、社会的構想をもとに、国家改革計画を作成、実施する。
- お) 当法律の第9条のう)の内容を遵守する為に必要な行為、契約を承認する。
- か) 実行委員長が提出する運営予算を承認し、法律に従って手続きをする。
- き) 当法律で述べている近代化法案を推進するために、必要な方針を固める。
- く) 委員会の調整員を任命する。
- け) 年2回、国会に民営化のプロセス、行為、契約を報告する。
- こ) 当法律に定められるその他の事項を実施する。

第13条 ー実行委員会ー

実行委員長は共和国大統領によって任命され、CONAMの法律上の代表者であり、目的を遂行するために締結される契約書に署名する。
 実行委員長は、当委員会が実施する行為に対して責任を負う。

この任務は、いつでも解任できる。

第14条 ー実行委員長の役割ー

- あ) 国家審議会の長官としての職務を果たす。報告する資格を持ち、投票権はもたない。
- い) 当法律の目標達成の為に、研究、設計、計画の実現の可能性について国家審議会に助言する。
- う) 審議会の活動を報告する。
- え) 当委員会年間活動計画を審議会に提出する。
- お) CONAMの業務達成の為に必要な職員や、専門家を任命し、契約を結ぶ。
- か) 当法律の目的 達成の為に必要な研究を請け負う
- き) 審議会の予算を管理する。
- く) 法律と法規で定められているその他の職権。

第15条 - CONAMに対する協力 -

公共部門の組織と団体はCONAMに対して、目的達成の為に要請される全ての情報を提供する義務がある。

第 3 章

第16条 - 不必要な手続き -

国家近代化審議会、CONAMは、国家行政開発局SENASA、と公共部門の関連組織と連携して、公共事業の迅速さと改善を図る目的で繰り返し行なわれている業務や不公正な管理手続きを明確にする。

第17条 - 再編成 -

共和国大統領は、中央政府の領域内で次の事柄に対して管理基準的規定を発動する 権限を持つ。

- あ) 業務や活動を重複している公共組織を統合することによって、もっと効率良く機能する。
- い) 国家開発において優先性も、絶対的な必要性をもたない公共部門、または、業務に効率性がなく、社会のニーズにタイムリーに答えていない公共部門を再編成・削除する。

この条項で述べられている規定から、共和国憲法第128条でその自治性が保証されている組織を免除する：
エクアドル石油とその系列機関、エクアドル電力公社INECEL、電気通信公社EMETEL、及び電気通信監督庁は、その義務と権限は、相当する法律に定められている通りとする。そして、この法律に基づいて効率を保證する再編成案に準ずることもある。

第18条 - 法的必須条件 -

国と公共事業を担っている公共部門の組織は、管理者や自然人・法人に対して行政プロセスにおいて、法律で明示されている異なる証拠や追加証拠を要求することはない。

従って、法律、国、公共事業に関与している公共部門の組織が強く命令しない限り、議論される事実を立証するための情報の要約を請求されることはない。

対立する事実がある場合は、要請によって管理者は、提供・申告した情報を

許容する。

もし、管理当局が、管理者が提出した情報がもし、真実に反した場合は、その事情を所轄の地方の検察官に送って、刑法第354条に則って訴訟を起こす。公務員は、組織や行政団体を監督、代表し、それらの、組織の性格と目的を両立させる業務を全て遂行する十分な能力がある。従って、法律に明確に定められていない権限、意見や報告または、書類の提示、業務の実習、または、その問題で明らかに予定されていないその他の手続きの実施を要求することは出来ない。

第19条 - 存続権 -

法律が強くその他の証拠を要求しない限り、個人の存続権は公証人法第18条4番に示される方法で立証される。

第20条 - 記録簿と公式文書 -

法律上の身分変更がない限り、出生届け、婚姻届け、死亡届けの公式書類の手続きを要求することを禁ずる。

公式手段的性格から、出生届け、法律上の身分届け、死亡届けの記録等と、公式文書及びそれらの確認済みの写しは、作成された日付けを削除してその関連する事実を証明する。

第21条 - 身分証明書 -

国と公共事業を形成している公共部門の組織、同時に民間機関は、身分証明書もしくは市民権証明書の提示があった時は、出生届け書類を要求しない。

第22条 - 義務遂行証明書 -

公共契約法と顧問法に定められていない限り、公共部門がその他の部門、または、実際に手続きを行っていない公共や民間部門の出先機関に対して義務遂行証明書を要求することは禁じられている。

第23条 - 外国で作成された文書 -

国と公共事業を行う公共部門の組織は、外国で作成された文書、外交官または海外のエクアドル領事が合法化した文書を、外務省に認証または、合法化させることを要求することは出来ない。
公証人的機能の実施において、エクアドル領事が発行した文書を新しく合法化

したり承認する必要はない。しかしながら名誉領事の立場は外務省に認証されなければならないし、その書類に記載する。

第24条 - 翻訳 -

国と公共事業を担う公共部門の組織は、対立するものが表明されない限り、1人もしくは、複数の通訳人が法廷外で、外国語から翻訳した文書の1つもしくはそれ以上の署名が公証人役場または、エクアドル領事や裁判官が認めたものであれば、その文書を有効とする。

その翻訳文書に虚偽が証明された場合は、管理当局が所管の地方検察官に事情内容を送って、刑法第354～360条に従って刑事訴訟を起こす。

第25条 - 写し -

国と公共事業を担う公共部門の組織は、公式または、私的な、原文書類の写しが1978年4月12日の官報NO. 564に公表されている最高法令2386に添付されている公証人法第18条5番に準じて承認されているれば、証拠とすることを認める。

第26条 - 私的文書 -

私的文書の交換、又は更新には前述の書類以外は必要とされない。私的文書が個人または、法人の場合の再発行には何の証明書もいらない。ただ、本人または、代理人の申告書・報告書の紛失や損傷を論議している場合はこの外とする。

第27条 - 事実の証明 -

国と公共事業を担う公共部門の組織は、一つの事実に関して一つ以上の証拠を要求する事はしない。以前同じ行政団体に提出された書類を要求する事はしないし、同じ手続きで提出された書類を更新することも要求しない。

第28条 - 要求の権利 -

公共当局に出された全ての要請、申立ては、法的基準で異なった事を明示しない限り、提出された日から15日以内に解決されなければならない。いかなる行政組織においても手続きを中止したり、管理者から申し込まれた要請や申請の決定行使を拒否できない。

もし、その期限が切れた場合には、暗黙の了解のもとにその要請または、要求が承認されたか、その申立てが要請者の利益となるように解決されたという事になる。

管理当局が要請を認めなかったり、業務手続きを中断したり、また、予定されていた期限内に決議しなかった場合は、その事実を、刑法第213条に従って

憲法に保証されている要請権利に反する行為として刑事権力をもつ裁判官に告発することが出来る。

最高管理当局が下級職員が、業務手続きを中断したり、提出日から15日以内に解決する事を拒否した事を確認した場合は、所管の地方検察官に通報して、しかるべき訴訟を起こす。

第29条 ー通知ー

管理当局は被管理者に、手続き中もしくは、最終的な決定を最も早いと考えられる方法を使って通知する。その場合、必ず通知できる業務手続きの十分な事実が存在する時、及び事実が証明が出来る時である。

第30条 ー技術報告書ー

法案の中で法規の採択に関して、事前に関与する組織・団体の技術評価をしなければならぬ場合、そしてそれらの組織・団体が決められた期限内もしくはその要請を受けた日から30日以内に、業務や発行を行っていない場合は、相当する技術能力を与えられているその他の官公庁、公共部門の組織または、大学の研究所に対して前述の技術評価を要求できる。

第31条 ー動機付けー

国家組織が出す全ての決定事項は、動機付けられなければならない。それは、事実の想定や予定された手続きの結果に関連して組織の意見を決定する法律上の理由を指摘しなければならない。

第32条 ー書類のアクセスー

特別な法律に定められていることを除いては、行政業務の最大修正の保証と、その公明正大さを奨励する目的で、法的状況の保護に関心をもつ者全てに対して国及びその公共部門組織の権力のもとに行政書類をアクセスする権利を認める。

第33条 ー制裁ー

この条項に定められている、いかなる規定に違反した公務員や公共職員は、その他の法律に定められている刑事、行政、市民の責任に関係なく、免職され、制裁を受ける。

第 4 章

地方分権化と分散化

第34条 一権限と目的一

国家近代化審議会 CONAM は、政治、経済、執行権または、税の財源の運営を中央政府、から、地方政府に委託するという目的を持つ地方分権化政策を市町村組合 ANME と州審議会 CONCOPE と連携して実施、調整、監督、そして、管理する。同様に機能、権限、税制そして行政責任を中央政府から地方政府の出先機関に移管させることを目指している地方分散化及び政策の実施を調整、監督、管理する。

第35条 一権限の委託一

国の省庁やそれに付随する機関、共和国憲法第128条に定められている公共部門組織、そして同憲法第116、117、118条で言及されている行政機関は、同憲法第121条と当法律の法案により、この憲法の構成内容や業務の規定に関係なく、最高代理人を通じてその地域の経済的かつ地理的重要性が適当と判断したら、権限を委託する為に、必要となる協議や決議を言い渡さなければならない。

第36条 一異動一

国の省庁や当法律第2条に述べられている機関の有資格者は、当法律に定める義務に基づいて、相当する地域のニーズに応える為に、適当だと考えられる職員の異動をすることができる。

第37条 一登記一

省庁とその他の国の機関、行為の合法性または、効率性の為に必要となる全ての種類の登記を維持する責任を管理上持つ公共部門の組織は、当法律の公布後6ヶ月以内に、この登記への記載内容が前述の組織や機関が国の各地方に置いてある事務所での合法性を左右することなく実施できる機構を制定する義務がある。

第38条 一訴訟一

行政と財政訴訟の地方裁判所は、管轄権限内で、国やその他の公共部門の組織から送られてきた訴訟と行為、契約、事実を審理し決定する。被害を受けた被行政者は、自分の住所のある場所で裁判を行う裁判所に対して訴訟や上訴を申し立てる。その方法は、当法律に定められ通りである。

国やその他の公共部門の組織に対する司法行為開始のための、前提条件として管理途上の異議申立ては、要求できない。

第39条 - 判決の遵守 -

司法権を持つ機関が国やその他の公共部門の組織に対してある金額の支払いやある行為や事実の遂行義務を判決で下した場合は、民法に定める通りとする。

第40条 - 執行部の行政制度 -

憲法の持つ制限内で全ての出先関や行政機関の組織の規制機能、法規を執行部の特別権限で公布する。

当法律が発行されてから、最高3ヶ月の期間内に共和国大統領は、執行部の命令に基づいて新しい執行機能の行政司法制度を發布する。従って、この行政制

第 5 章

独占禁止、公共事業の民間委託と民営化

第41条 - 委託 -

天然資源の経済的開発の為に国が所有する土地や、保留地に対する権利や、共和国憲法第46条に1番示されている事業に関係なく、国は、当法律に基づいて民活に対して、前述の事業を実施することを委託できる。国は、当法律に基づいて民間が前述の分野で実施する事業に関係なくエクアドル国民の教育と公衆衛生に対応するという憲法上の義務を果たさなければならない。

第42条 - 執行 -

当法律および、それに相当する法規に基づいて共和国大統領は、CONAMが、以下に挙げる事項によって、独占禁止、民営化、および公共事業が行う経済活動と公共事業の委託を実施するための基準を監督、決定、発表を行う

- あ) 国の一部として存続する公的権利をもつ機関や組織の行政再編成と財政改革：幹部の改変と付随機関、名前、権限、の行使の変更を含む。
- い) 展開する業務の全面的もしくは、部分的な委託、または、民間部門への移管

第43条 - 範 疇 -

共和国憲法第46条に規定する内容に基づいて、前条項で言及する法案は、以下の、またはそれ以上の範疇で実施する。

- あ) 株による会社の資本への全面的または、部分的出資
- い) 商業貸貸権
- う) 行政権が認める公共サービスと公共事業の使用、権利、許可または、その他の行政権が認めた法的業務の譲渡。
- え) 販売
- お) 国営企業または、半官半民企業の変換、合併、分割、清算
- か) 執行部が決定する政令に基づくその他のいずれかの範疇のもの；エクアドルの法律で定められている範疇

第44条 - 国家権限 -

前条項の、う) に示されている範疇は、中央政府と地方政府で、研究、設計建設、維持管理、そして、公共土木事業の開発の契約に適用できる。この、範疇は、必要があれば、この条項に示されているその他の範疇と組み合わせてその他の特別法に定められていない天然資源の開発と公共サービスの提供をするために適用されなければならない。

前条項に定められている権利と義務は、当法律の規定と相当する契約で決定される。

第45条 - 禁 止 -

当法律の法案において、国に対して次のことを禁止する。

- あ) 公営企業を購入する者が利益を得るために、保証や担保を譲渡すること。
- い) 購入に際して優先ローンを譲渡すること。

第46条 - 必要事項 -

譲渡契約には、最小限、次の事項を含むべきである。

- あ) 譲渡を動機付けた理由、国が実施する独占的もしくは、補足的な方法で実施するか否かの指示のもとに契約する公益事業の性格、実施する地理的領域、市、州、地方、国家の範囲。

- い) 契約人がサービスを提供する義務と権利がある期間。
- う) 契約人の報酬概要。
- え) 契約人の特別義務；基本的に任務を実施、継続する義務は必要な投資をして公共利益のために、常時監視しながら、規則的、継続的、効率的に中断すること無く実施される。
そのために、契約機関は、契約人の業務の詳細情報が必要と考えられた場合は、それを要請する権利がある。
- お) 環境に被害を与えないために使う技術評価と、いかなる時にも契約人の義務が守られているかを監視する国の権利。
- か) 契約人の義務が守られない場合の制裁。
- き) 義務の遵守を裏付けるため契約人が国の賠償に対する契約署名をするべく保証。
- く) 国の財産を保証する保険の契約。
- け) 契約人が当法律の第6条の、あ)、い)、う)、で言及されているいずれかの場合で過失を犯したり、義務を何度も果たさなかった場合に国が契約を取り消すことを表明する権利。
この表明の前に、国は契約人に対して、告知の期日から60日以内に契約人が義務を果たすか、決められている義務を取り消すために告知する。
- こ) 市民に対するサービスの料金表を定める。

第47条 -独占権-

いかなる形でも独占は禁止されている。だい三者に対して同じか、類似する性格の業務の規定とサービスの提供を認める。
前項に定められている事に関係なく、譲渡、承認、許可は、一定の期間に規制された特別な場合に執行委員会の法令、共和国大統領または、地方政府の場合は、権限を有する機関我許認する。

第48条 -新公社-

新しい公社の設立には、CONADEの計画局、大蔵省、国家行政開発局、国家近代化審議会の有利な報告が必要となる。報告書には、設立の必要性和自己金融を保証することを裏付けなければならない。

第 6 章

参加者

第 49 条 一代表者一

当法律第 43 条に言及されている独占廃止と民営化の問題は、公共部門の代表者として以下の機関が関与する。

- あ) 共和国大統領が執行委員会法令に定める、団体、組織、国家近代化審議会
- い) 地方政府の場合は、その権限を有する機関。
民間部門からは、国内および、海外の個人または、法人が参加できる。

第 50 条 一事業参加一

相当する機関や組織でサービスを提供する作業員や公務員は、当法律第 43 条で言及されている独占廃止と民営化の様々な事業に参加する権利がある。

第 51 条 一事業権利一

契約人または、譲受人は、個人または、集団労働契約に定めてある規定を守る義務と労働者の獲得権を守る義務がある。
いずれにしろ、契約人または、譲受人と、労働者の関係は労働法の基準に定められている。

附属資料 ③

(訳) 研修プログラム：対象者→EMETEL

| 研修テーマ | 研修回数 | 時間数 | 研修員数 |
|------------------------|------|-----|------|
| 技術分野 | 6 | 40 | 150 |
| 1. アナログ・デジタル電話交換局 | 1 | 100 | 50 |
| 2. IDR操作 | 1 | 40 | 50 |
| 3. デジタルPD操作 | 1 | 40 | 50 |
| 4. D. C. E. M. 操作 | 1 | 40 | 50 |
| 5. INTELSAT基準 | 2 | 40 | 50 |
| 6. 電話交換システムC. P. R-30 | 1 | 60 | 50 |
| 7. 電話交換局C. P. R 100 | 1 | 200 | 20 |
| 8. ERICSSON AXEシステム | 1 | 120 | 30 |
| 9. C. P. Rシステム上級メンテナンス | 1 | 30 | 40 |
| 10. 総合品質 | 1 | 60 | 40 |
| 11. サービスの質 | 1 | 80 | 40 |
| 12. 交換トラフィック | 1 | 80 | 40 |
| 13. 電話交換トラフィックの管理 | 1 | 60 | 40 |
| 14. 電話交換トラフィックの管理 | 1 | 60 | 40 |
| 15. 電話交換トラフィックの管理 | 1 | 60 | 40 |
| 16. 電話交換トラフィックの管理 | 1 | 60 | 40 |
| 17. 整流器設備のメンテナンス・修理 | 1 | 40 | 40 |
| 18. 電話標識 | 1 | 25 | 40 |
| 19. デジタル通信 | 3 | 50 | 60 |
| 20. RDSI | 2 | 40 | 55 |
| 21. 電子研究室の組織、管理 | 1 | 160 | 40 |
| 22. NEAX-61システム | 1 | 40 | 40 |
| 23. 電気測定と測定設備 | 3 | 40 | 120 |
| 24. 電話網設計 | 4 | 60 | 120 |
| 25. 屋外設備のメンテナンス | 1 | 40 | 15 |
| 26. 電話網システム | 1 | 40 | 15 |
| 27. PERTプログラミング方法 | 2 | 30 | 15 |
| 28. OPS電話オペレーション | 1 | 40 | 20 |
| 29. AFA101電話オペレーション | 1 | 40 | 20 |
| 30. 電信オペレーション | 1 | 40 | 20 |
| 31. 光ファイバー通信 | 1 | 40 | 20 |
| 32. 光ファイバーケーブルメンテナンス結線 | 2 | 60 | 30 |
| 33. 接続技術 | 3 | 60 | 45 |
| 34. 光ファイバー | 2 | 60 | 30 |
| 35. 電話交換器BCC90-96 | 1 | 60 | 15 |
| 36. アース設置システム | 1 | 15 | 15 |
| 37. タワー組立 | 1 | 24 | 15 |
| 38. アンテナ | 1 | 120 | 15 |
| 39. 電話網の建設 | 2 | 30 | 30 |
| 40. フランス技術のデジタル交換器 | 1 | 240 | 5 |
| 41. LOTUS123 | 2 | 30 | 40 |
| 42. コンピュータを使った設計 | 2 | 30 | 21 |
| 43. DOS | 1 | 20 | 24 |
| 44. WORD PERFECT | 1 | 30 | 24 |
| 45. WORD STAR | 1 | 30 | 20 |
| 46. HPM | 1 | 30 | 15 |
| 47. 電子シート | 1 | 40 | 15 |
| 48. FOX PRO | 1 | 40 | 6 |

附属資料 ④

1994年研修プログラム(グアヤキル) ① 1994年半期分

| | | コース/セミナー | 対象者 | 人数 | 時間数 | 場所 | 日程 | | 担当部署 | 講師 | |
|----|----|--------------------------------|--|----|-----|-----|-------|-------|------------------|--------------------------|------------|
| | | | | | | | 開始 | 終了 | | | |
| | 00 | AREA GENERAL | | | | | | | | | |
| 01 | 00 | INGLES NIVEL II | PERSONAL DE EMETEL OPERADORAS (116) | 24 | 40 | GYE | 21.03 | 2.05 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. MAGALY WEBER | LAB. IDIOM |
| 02 | 00 | FRANCES NIVEL IV | PERSONAL DE EMETEL OPERADORAS (116) | 10 | 40 | GYE | 21.03 | 2.05 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. JOSEFA OROVIO | BIBLIOTECA |
| 03 | 00 | REDACCION DE INFORMES TECNICOS | PROFES. SUPERV. Y PERS. TECNICO EMETEL | 20 | 15 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. CELESTE VITERI | AULA-A |
| 04 | 00 | TECNICAS SECRETARIALES | SECRETARIAS DE EMETEL | 30 | 30 | GYE | 4.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. AMPARO BURGOS | AULA-A |
| 05 | 00 | EXPRESION LINGUISTICA | PERSONAL ADMINISTRATIVO DE EMETEL | 30 | 15 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. RAFAELA ORDONEZ | BIBLIOTECA |
| | 02 | AREA CIENCIA GENERAL | | | | | | | | | |
| 06 | 02 | ELECTRICIDAD BASICA | TECNICOS DE EMETEL | 20 | 40 | GYE | 4.04 | 8.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. ALFONSO QUILAMBAQUI | LAB. VOLT. |
| 07 | 02 | ELECTRONICA BASICA | PERS. MANT. APARATOS MONEDEROS EMETEL | 20 | 40 | GYE | 11.04 | 15.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. ALFONSO QUILAMBAQUI | LAB. VOLT |
| 08 | 02 | TECNICA DIGITAL | TECNICOS DE EMETEL | 20 | 40 | GYE | 18.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. JULIO JACOME | LAB. VOLT |
| 09 | 13 | AREA PROCESAMIENTO DE DATOS. | | | | | | | | | |
| 10 | 13 | WORD PERFECT 5.1(WP51) | PERSONAL DE EMETEL | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 11 | 13 | WORD PERFECT 5.1(WP51) | PERSONAL DE EMETEL | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 12 | 13 | WORD PERFECT | PERSONAL DE EMETEL | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 13 | 13 | Q. PRO 4-0 | PERSONAL DE INFORMATICA EMETEL | 24 | 20 | GYE | 11.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 14 | 13 | Q. PRO 4-0 | PERSONAL DE INFORMATICA EMETEL | 24 | 20 | GYE | 11.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 15 | 13 | WINDOWS BASICO | PERSONAL DE EMETEL | 24 | 20 | GYE | 18.04 | 29.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. WALTER TRUJILLO | AULA-B |
| 16 | 13 | WINDOWS BASICO | PERSONAL DE EMETEL | 24 | 20 | GYE | 18.04 | 29.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. WALTER TRUJILLO | AULA-B |

1994年研修プログラム（グアヤキル）② 1994年半期分

| | コース/セミナー | 対象者 | 人数 | 時間数 | 場所 | 日程 | | 担当部署 | 講師 | |
|----|---------------------------|---------------------|----|-----|-----|-------|-------|---------------------|-----------------------------|-----------|
| | | | | | | 開始 | 終了 | | | |
| | 00 総合コース | | 24 | 40 | GYE | 21.03 | 2.05 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. MAGALY WEBER | LAB. IDIO |
| 01 | 00 英語Ⅱ | EMETELオペレーター | 10 | 40 | GYE | 21.03 | 2.05 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. JOSEFA OROVIO | BIBLIOTE |
| 02 | 00 仏語Ⅳ | EMETELオペレーター | 20 | 15 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. CELESTE VITERI | AULA-A |
| 03 | 00 技術報告書作成 | EMETEL技術者 | 30 | 30 | GYE | 4.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. AMPARO BURGOS | AULA-A |
| 04 | 00 秘書技術 | EMETEL秘書 | 30 | 15 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | LCDA. RAFAELA ORDONEZ | BIBLIOTE |
| 05 | 00 言語表現 | EMETEL事務員 | | | | | | | | |
| | 02 科学全般 | | 20 | 40 | GYE | 4.04 | 8.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. ALFONSO QUILAMBAQUI | LAB. VOLT |
| 06 | 02 基礎空気 | EMETEL技術員 | 20 | 40 | GYE | 11.04 | 15.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. ALFONSO OJILAN3AQUI | LAB. VOL |
| 07 | 02 基礎空気 | EMETELメンテナンス 技術員 | 20 | 40 | GYE | 18.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ING. JULIO JACOME | LAB. VOL |
| 08 | 02 デジタル技術 | EMETEL技術員 | | | | | | | | |
| 09 | 13 処理 | | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 10 | 13 WORD PERFECT 5.1(WP51) | EMETEL職員 | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 11 | 13 WORD PERFECT 5.1(WP51) | EMETEL職員 | 24 | 20 | GYE | 21.03 | 4.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | |
| 12 | 13 WORD PERFECT | EMETEL職員 | 24 | 20 | GYE | 11.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 13 | 13 Q.PRO 4-0 | EMETEL情報部門職員 | 24 | 20 | GYE | 11.04 | 22.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. BOLIVAR ROSALES | AULA-B |
| 14 | 13 Q.PRO 4-0 | EMETEL情報部門職員 | 24 | 20 | GYE | 18.04 | 29.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. WALTER TRUJILLO | AULA-B |
| 15 | 13 WINDOWS BASICO | EMETEL職員 | 24 | 20 | GYE | 18.04 | 29.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. WALTER TRUJILLO | AULA-B |
| 16 | 13 WINDOWS BASICO | EMETEL職員 | 24 | 20 | GYE | 18.04 | 29.04 | UNIDAD EJECUCION | ANLSTA. WALTER TRUJILLO | AULA-B |

キト市水道公社 (EMAP-Q) の1994年の研修計画 (1994, EMAP-Q)

SECCION DE RECURSOS HUMANOS
UNIDAD DE CAPACITACION

CRONOGRAMA DEL PLAN ANUAL DE CAPACITACION PARA 1994

| No. | NOMBRE DEL EVENTO . | INSTITUCION OFERENTE INSTRUCCION | DIRIGIDO A: | LUGAR | HORARIO | FECHAS EJECUCION | CO |
|---|--|----------------------------------|-------------------------------------|---------------|-------------|--------------------|-----|
| 1 | CALIDAD TOTAL | ICANQ-PROPADE | P.DE RECURSAMIENTO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | ABRIL-94 | |
| 2 | AUTO CAD MODULOS : I-II-III | CICP-ICANQ | DISEÑO ARQ-ESTUD-BID-CONEXIONES | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | ABRIL-94 | |
| 3 | SECRETARIADO EJECUTIVO. | SECAP-ICANQ-N.FINANZAS | NIVEL SECRETARIAS | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | ABRIL-94 | |
| 4 | COMPUTACION BASICA : WP 51-002-LOTUS | ICANQ-SECAP-N.FINANZAS | VARIAS DIRECCIONES Y SECCIONES | I.OFERENTE | 1400 A 1700 | MAYO-94 | |
| 5 | OPRO BASICO Y LOTUS AVANZADO | ICANQ-SECAP-CICP. | VARIAS DIRECCIONES Y SECCIONES | I.OFERENTE | 1400 A 1700 | MAYO-94 | |
| 6 | SEGURIDAD INDUSTRIAL E HIGIENE LABORAL | IESS-CRUZ ROJA-EMAAP-Q | PLANTAS TRATAM.Y AREAS ALTO RIESGO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | MAYO-94 | |
| 7 | PLOMERIA ESPECIALIZADA Y DESARR.INST. | SECAP-ICANQ | CONEXIONES-S.RURAL-DISTRIB-RECONECT | EMAAP-SECAP | 1400 A 1700 | JUNIO-94 | |
| 8 | DISEÑO Y EVALUACION PLANTAS TRATAM. | ANEMAPA-EMAAPQ | PROY. BID -PLANT.TRATAMIENTO. | EMAAP-Q | 1300 A 1700 | JUNIO-94 | |
| 9 | SEGURIDAD INDUSTRIAL E HIGIENE LABORAL | IESS-CRUZ ROJA-EMAAP-Q | PLANTAS TRATAM.Y AREAS ALTO RIESGO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | JULIO-94 | |
| 10 | DESARROLLO INSTITUCIONAL | SECAP-ICANQ | VARIAS SECCIONES N.OPERATIVO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | JULIO-94 | |
| 11 | CURSO DE MOTIVACION PERSONAL | FACE-ICANQ-PROPADE | PLANTA RECURSAMIENTO. | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | AGOSTO-94 | |
| 12 | OPERACION Y MANTENIMIENTO DE VALVULAS | LA LLAVE-EMAAP-Q | SECCION DISTRIBUCION | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | AGOSTO-94 | |
| 13 | OPTIMIZACION DE SISTEMAS TRATAMIENTO | ANEMAPA | DISTRIBUCION-PLANTAS TRATM. | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | AGOSTO-94 | |
| 14 | SEGURIDAD INDUSTRIAL E HIGIENE LABOR | IESS-CRUZ ROJA-EMAAP-Q | PLANTAS TRATAM.Y AREAS ALTO RIESGO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | SEPT-94 | |
| 15 | SEGURIDAD INDUSTRIAL E HIGIENE LABOR | ICANQ-PROPADE | VARIAS SECCIONES | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | SEPT-94 | |
| 16 | CURSO RELACIONES HUMANAS | ICANQ-PROPADE | DISTRIBUCION-N.OPERATIVO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | SEPT-94 | |
| 17 | SISTEMAS DE FACTURACION | N.FINANZAS | ANALISIS Y CARTERA | I.OFERENTE | 1400 A 1700 | SEPT-94 | |
| 18 | SERVICIOS DE MENSAJERIA EN EMPRESAS | ICANQ-PROPADE-SECAP | PERSONAL MENSAJEROS | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | OCTUBRE-94 | |
| 19 | UTILIZACION DE VALVULAS EN DISTRIB | LA LLAVE-SECAP. | DISTRIBUCION-CONEXIONES | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | OCTUBRE-94 | |
| 20 | SEGURIDAD INDUSTRIAL E HIGIENE LABOR | IESS-CRUZ ROJA-EMAAP-Q | PLANTAS TRATAM.Y AREAS ALTO RIESGO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | SEPT-94 | |
| 21 | SEMINARIO DE DESARROLLO PERSONAL | FACE-ICANQ | VARIAS SECCIONES N.OPERATIVO | INEFOS-EMAAPQ | 1400 A 1700 | NOVIEMB-94 | |
| 22 | PROCESOS DE POTABILIZACION | ANEMAPA-EMAAP-Q | PLANTAS TRATAMIENTO | EMAAP-Q | 1400 A 1700 | NOVIEMB-94 | |
| 23 | WORK | CICP-ICANQ | PROY.BID Y OTRAS SECCIONES | I.OFERENTE | 1400 A 1700 | NOVIEMB-94 | |
| | | | | | | SUBTOTAL | ==> |
| NOTA: - SE HA CONSIDERADO LA REALIZACION DEL PRESENTE PLAN, BAJO ADMINISTRACION DIRECTA;SEGUN REQUERIMIENTOS DE LAS DIFERENTES DIRECCIONES Y SECCIONES DE LA EMPRESA. | | | | | | 20% DE IMPREVISTOS | ==> |
| - SE COORDINARA CON OTRAS INSTITUCIONES QUE BRINDEN CAPACITACION, A FIN DE ATENDER LAS SOLICITUDES DE CURSOS INDIVIDUALES. | | | | | | CURSOS EVENTUALES | ==> |
| | | | | | | TOTAL | ==> |

QUITO, A 10 DE MARZO DE 1.994

APROBADO POR :

REVIZADO POR .

ELABORADO POR :

ECOR. BRUNO VINUEZA PAEZ
DIRECTOR ADMINISTRATIVO

ECOR. REHAN OCHOENZO
JEFE DE RECURSOS HUMANOS E.


LIC. MARCELO SORRI
UNIDAD DE CAPACITACION

エウプトル世種匡人造り基礎調査図表生書

JN
70
21
SC
LIB